

令和7年余市町議会第1回定例会会議録（第2号）

開 議 午前10時00分
延 会 午後 1時48分

○招 集 年 月 日

令和7年3月6日（木曜日）

○招 集 の 場 所

余市町議事堂

○開 議

令和7年3月7日（金曜日） 午前10時

○出 席 議 員 （16名）

余市町議会議長	12番	藤野博三
余市町議会副議長	3番	岸本好且
余市町議会議員	1番	山本正行
〃	2番	尾森加奈恵
〃	4番	佐藤剛司
〃	5番	内海富美子
〃	6番	庄巖龍
〃	7番	中井寿夫
〃	8番	川内谷幸恵
〃	9番	土屋美奈子
〃	10番	伊藤正明
〃	11番	茅根英昭
〃	13番	ジャストミートあたる
〃	14番	大物翔
〃	15番	白川栄美子
〃	16番	寺田進

○出 席 者

余 市 町 長	齊 藤 啓 輔
副 町 長	渡 邊 郁 尚
総 務 部 長	高 橋 伸 明
総 務 課 長	越 智 英 章
財 政 課 長	高 田 幸 樹
税 務 課 長	成 田 文 明
民 生 部 長	篠 原 道 憲
福 祉 課 長	大 平 直 規
子育て・健康推進課長	新 木 徹 也
保 険 課 長	小 黒 雅 文
環 境 対 策 課 長	大 森 直 也
総 合 政 策 部 長	阿 部 弘 亨
政 策 推 進 課 長	橋 端 良 平
農 林 水 産 課 長	北 島 貴 光
建 設 水 道 部 長	奈 良 論
建 設 課 長	井 上 健 男
まちづくり計画課長	二 木 二 郎
水道課長（併）下水道課長	紺 谷 友 之
会計管理者（併）会計課長	濱 川 龍 一
農業委員会事務局長	樋 口 正 人
教育委員会教育長	前 坂 伸 也
教 育 部 長	浅 野 敏 昭
学 校 教 育 課 長	本 間 憲 明
社 会 教 育 課 長	中 島 豊
選挙管理委員会事務局長 （併）監査委員事務局長	石 川 智 子

○欠 席 議 員 （0名）

○事務局職員出席者

事務局 長 羽 生 満 広
議事係 長 中 山 達 郎
書 記 山 内 千 洋

○議 事 日 程

第 1 一般質問

開 議 午前10時00分

○議長（藤野博三君） ただいまから令和7年余市町議会第1回定例会を再開いたします。

ただいまの出席議員は16名です。

よって、定足数に達しましたので、会議は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

○議長（藤野博三君） 日程第1、昨日に引き続き一般質問を行います。

順次発言を許します。

発言順位4番、議席番号5番、内海議員の発言を許します。

○5番（内海富美子君） 令和7年第1回定例会に当たり、さきに通告の1件を質問いたします。答弁のほどよろしくお願いを申し上げます。

件名、西部地区のまちづくりについて。余市町では、まちづくりの最上位計画である第5次余市町総合計画の下、余市町都市計画マスタープランや余市町立地適正化計画のコンパクト・プラス・ネットワークの考え方を踏まえ、急激な人口減少や少子高齢化への対応が取られ、住みよいまちづくりが進められています。これまでの現状分析などを踏まえ、余市発祥の地である西部地区について、以下お伺いします。

1、都市計画マスタープランは、見直しがされてから1年が経過しますが、西部地区では計画に基づいてどのような取組を実施したのか。

2、令和5年度と令和6年度の西部地区におけるデマンド交通の試験運行の利用実績について。

○町長（齊藤啓輔君） 5番、内海議員の質問に答弁します。

1点目の都市計画マスタープランに基づく取組についての質問ですが、都市計画マスタープランは長期的な視点で市町村の都市計画に関する基本的な方針を定めるもので、都市づくりの理念や目指すべき都市像、地域別の整備方針等を総合的に示し、具体の都市計画をはじめとしたまちづくりの施策の根拠となるものです。このため、この都市計画マスタープランでは個別具体的な施策は掲載しておらず、この基本方針に基づき、各種施策の検討を行うこととなります。

余市町都市計画マスタープランは、計画期間を令和6年度から令和25年度の20年間として令和6年3月に見直しを行っており、ご質問にありました西部地区についても余市発祥の地であるものの空き家や空き店舗が目立ち、新たな魅力を付加して活性化を図ることが必須との課題を整理し、富沢町の商店街を地域商業拠点、余市港から道道余市港線沿線を産業拠点、円山公園を市民レクリエーション拠点とそれぞれ位置づけ、これらをつなぐ国道229号、道道余市港線等の各種道路網と併せて目指すべき都市像を定めており、将来に向けてコンパクトで持続可能な都市づくりを進めていきます。

2点目の西部地区のデマンド交通の利用実績についてですが、令和5年度は令和6年1月から2か月間、梅川、沢、豊丘地区で運行し、運行回数25回、乗車人数78人となっています。令和6年度は、梅川、沢、豊丘地区に加え、港、富沢地区で運行し、令和6年8月から令和7年2月末までの運行期間のうち、1月末時点で運行回数137回、乗車人数380人となっています。

○5番（内海富美子君） 都市計画マスタープランと立地適正化計画は、ただいま町長がおっしゃったように令和6年度3月から25年度の20年間を社会情勢の変化や余市町の都市動向を考慮した状

況に応じて見直しも行っていくとありました。

コンパクト・プラス・ネットワークのまちづくりが進められています。西部地区、中部地区、東部地区と3エリアに大別されて、それぞれの地区の構想が示されておりました。まほろばの郷地区の開発が進んで、JR余市駅東西の発展を実感します。

町長は、2期目をお迎えになられて、2期目を残すところ4分の3、あと1年を残すところとなったと思いますが、余市町の発祥の地で区画も基盤の目の整備にされたまちづくりがなされております。この西部地区を都市計画機能、施設も充実し、まさしくコンパクトシティではないでしょうか。このような西部地区を町長はどのように捉えていらっしゃるのでしょうかお伺いいたします。

○町長（齊藤啓輔君） 5番、内海議員の質問に答弁させていただきたいと思います。

西部地区の捉え方の質問ですけれども、先ほど答弁したとおり、余市発祥の地であるというような認識ではあります。一方で、先ほども答弁しましたが、空き家等や空き店舗が目立っているところから、新たな魅力を付加して活性化を図ることが重要ということでございます。

○5番（内海富美子君） そもそもがこの都市計画でこの一般質問をさせていただくに当たっては、東部のほうですとか、ワインの関係で移住されてきている方が多くなった登地区のことを考え、それでまたワインのことも町長もお力も入れて進めていらっしゃるところから、このようにコンパクトにもともとまちづくりされている土地でしたので、何となく見捨てられたのではないですけども、ちょうどうまいこといろいろな施設もありますし、団地なども整備をすれば高台の安全なところの土地も有していることから、利用価値が高いのではないかと考えて、このように質問をさせていただきました。

西部地区のブロックの町政懇談会の中でも町民からの多数の希望があって、それぞれ高齢化が進行する中で移動の手段の確保について、余市町としてどのように考えておられるのかですとか、やっぱり沢町小学校とか地域の学校とかが老朽化していることと、人口減によって学校もそのままその地区に存在せずに統廃合されていくという状況の中で、何とか地区の子供たち、地区の住民が今ある施設を利用した中で生活をよりよい、潤いを持つことができる生活をしていくために、もう少し西部のところにも力を入れていただいた施策はないものかと思うところなのです。今は名称が違うのでしょうかけれども、水産試験場ですとか、また海上自衛隊の防備隊もございますし、人口も増える可能性もあるのではないかと考えるところです。

町長は、こういったことを踏まえて、もうこれ以上は何か可能性が失われずに、いずれ人口減の予測になりましたら、そのときはどうしても存続には難しいところも多々あるとは思いますが、人口が少なくなっても生まれ育った、慣れた町で老後を過ごすというような、そういった温かい暮らしを進めていただけないものかと改めて、しつこいのですけれども、町長にお伺いをさせていただきます。

○町長（齊藤啓輔君） 5番、内海議員の質問に答弁させていただきたいと思います。

質問の趣旨が明確ではないので、要は西部地区の発展にもっと力を入れてくださいというふうなことだと思いますけれども、先ほどお答えしたとおり、全然手を抜いているわけでは全くなくて、マスタープランに基づいて公営住宅ですとかだつたら長寿命化計画も行っておりますし、円山公園についても新しいサテライトオフィスの整備とかもしているわけです。このように西部地区、あとデマンド交通も設定しているわけであって、ないがしろにしているという指摘はもちろん当たらない

いですし、生まれ育った土地で快適に過ごすようなことを達成すべく町としてはやっているわけがあります。

何か内海議員の質問を聞いていたら、悲観的なニュアンスが漂っていますけれども、必ずしも私はそうは思っていないくて、新しい店とかもちろんでき、海鮮の店とかもはやっていますし、結構観光客の方も薫製を買いに行ったりしますし、あとは豊丘のほうでもワイナリーもどんどんできて、新しい投資なども入ってきていますので、そんなに悲観するべき事項でもないというふうに思います。

○5番（内海富美子君） 明確な質問ができなくてあれなのですけれども、最初の答弁いただいたときだと、何かもう既に見放されてしまったのかなと悲観的になってしまいました。

本当に今おっしゃったようにワイナリーもありますし、養護老人ホームもありますし、学校も私立でも幼稚園から保育所から全てそろって、養護学校もありますし、高校もありますし、全て文教地区としても成り立っていますし、それこそ今おっしゃったように国道229号線で商店街を通過くださる方々、大型のスーパーもございますし、コンビニエンスストアも立て続けに2軒あって、町としては本当に活気が持てる場所ではないかと思っております。

それで、観光でいろいろ回っていただくような、そういうルート、道も造っていただけますし、町のますますの西部のことに力を注いでいただければありがたく思います。

また、地区によっては、土砂警戒区域があるのですけれども、そこが山の所有の方も伐採している土地があるのですけれども、大雨が降ると近くの方のところへ水が流れてきたりだとかというふうなこともあるように聞いております。その防災の観点からも、その地区の土砂災害の警戒区域の検査というか、調査のようなものは管理的に

なさっていらっしゃるのかお伺いいたします。

今のは、シリパ山のところに2か所あるところの話です。ちょうどうちのほうに向かって、土砂災害があった場合は流れてくるということなのですけれども。

○町長（齊藤啓輔君） 5番、内海議員の質問に答弁させていただきたいと思います。

もちろんのり面のパトロールはしていますし、のり面の木だとかの整備とかも、きちんと町有地であればしているところでございます。

○議長（藤野博三君） 内海議員に申し上げます。

質問の内容がまちづくりについてということなのですけれども、質問の内容が災害のほうに寄り過ぎてるように思います。もう少しその辺整理した中で発言していただければと思いますので、よろしく願いいたします。

○5番（内海富美子君） 大変失礼いたしました。

地盤的にも土地柄的にも結構西部地区としては、地区は安全であるのではないかと思っておりますので発言をいたしました。

それと次に、先ほども少しお話しいたしました。が、デマンド交通の利用のことですけれども、これは2月で試行運転が終わりましたけれども、地区の方は、やはり循環バスが富沢5丁目から神社の前を通過とかという感じになって、港町を通過とかというルートがあったらありがたいという気持ちもあるのです。この利用の回数と人数は想定されているものであったのでしょうか伺います。

○町長（齊藤啓輔君） 5番、内海議員の質問に答弁させていただきたいと思います。

この試行運転については、今年度も続けまして、交通の協議会を開いて運行についての細則とか、どういうふうなのが一番適切なのかを決めていくということでございます。

○5番（内海富美子君） 今年度も試行運転がまだ続くということで受け止めてよろしいのでしょ

うか。

○町長（齊藤啓輔君） 5番、内海議員の質問に答弁させていただきたいと思います。

今年度は試験運行ですね。それで、来年度から本格運行に移行するというところでございます。

○5番（内海富美子君） まとまらずに大変申し訳ないことではございます。

とにかく新しくデマンド交通も利用して、地区の方々が利用して、病院ですとかいろいろ利用されているので、思った以上に利用されているのだなという思いでございます。

どちらにいたしましても、まだ西部地区の活用するべきところがたくさんあると思っておりますので、東部のほうに集約されていって、コンパクトなまちづくりになるのでしょうかけれども、もう少しの時間の猶予があると思っておりますので、西部のまちづくりについてご尽力いただきたいと思います。

○議長（藤野博三君） 内海議員の発言が終わりました。

発言順位5番、議席番号1番、山本議員の発言を許します。

○1番（山本正行君） 令和7年第1回定例会に当たり、さきに通告いたしました一般質問1件でございますが、答弁よろしく願いいたします。

新型コロナウイルスワクチン接種について。先日の北海道新聞記事によると、道内で新型コロナウイルスの感染者が初めて確認されてから丸5年が経過いたしました。2024年の道内の感染者数は、指定医療機関のみの定点把握で約8万1,500人ですが、感染のピークだった2022年の4割程度となり、専門家は全数把握にすれば46万人超だと推計しています。診察を受けていない隠れコロナの感染者も想定され、実数はより多い可能性があります。

国は、2023年5月の5類移行後、毎日の全数把握から指定医療機関の報告に基づく週1回の定点把握に簡略化しました。今後、米国で流行中の感染力がより強い新たな変異株X E Cが日本国内で

広がるおそれがあると報告もあります。そこで、以下伺います。

1、町内における実感染者数は把握することは可能なのか。

2、65歳以上と以下の予防接種の対象者数と接種済みの人数についてそれぞれ伺いたいと思いません。よろしく申し上げます。

○町長（齊藤啓輔君） 1番、山本議員の質問に答弁します。

1点目の町内における実感染者数の把握についてですが、2021年5月8日から全国約5,000の医療機関から患者数の報告を受ける定点把握に移行していることから、町内の実感染者数の把握はしていません。

2点目の65歳以上と以下の予防接種の対象者数と接種済みの人数についてですが、定期接種対象者の65歳以上は、令和6年10月1日現在で6,966名であり、令和7年1月末までの接種者数は1,185名で約17%、同じく65歳未満の定期接種対象者である60歳から64歳までの心臓、腎臓、呼吸器及びヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能のいずれかの障害により身体障害者手帳1級所持者は9名であり、接種者は3名で約30%となっています。

なお、定期接種以外の方は任意接種ですので、把握はしていません。

○1番（山本正行君） 今答弁いただきました。

それで、具体的な再質問に入る前に、もし分かればであります。関連ということで了承いただければ、インフルエンザワクチンの接種状況などももし分かればと思っておりますが、どうでしょう。

○議長（藤野博三君） 理事者に申し上げます。

分かれば答弁させていただきたいと思いません。

○町長（齊藤啓輔君） 1番、山本議員の質問に答弁させていただきたいと思いません。

私の手元にはないので、担当のほうで確認する必要がありますので、今すぐは答弁はできません。

○1番（山本正行君） それでは、私が調べさせ

てもらった点もありますので、それを参考にしながらお話をしていきたいなというふうに思っております

それで、今回このような形で新型コロナワクチンの接種について質問をさせていただいたのですが、これは私の体験談も入るのですが、思っている以上に隠れコロナのほかにも実際感染していた人が私のそばに、特に65歳以上の方なのですが、思った以上に多かったという感じが取られました。

それで、いろいろな方から相談を受けまして、そんな状況で、町としてコロナウイルスワクチンの接種についての取組がどうなっているのかななども聞かれたりしております。そんなことで、今回質問させていただいております。

私自身も昨年の秋にコロナに感染をしまして、仕事の面で多くの仲間に迷惑をかけたという経験も持っております。さらに、そのとき高熱と喉の痛みで約3日間食事が取れないということで、かなり苦しい思いもしました。

そんなことで、非常にこのコロナウイルスワクチンに関しては私自身の体験からしても、余市町民全体を考えても、特に65歳以上の方々について考えると、感染率も高い年代になりますので、非常に大変な思いをするなということを感じましたので、今回このような形で出させていただきます。

そして、先日新年度予算に向けての齊藤町長のフェイスブックの投稿のコメントを少し見させていただきました。「ワインの行商人だと思われる齊藤です」という切り出しでありましたので、うんと思って見ました。そうしたら、その後の言葉が「全方位の目配りをして、戦略的に職人的に予算を策定しています。未来をつくり、今を支える予算をつくります」。非常に感動しました。このコメントを見て、今回の一般質問の私のやり取りの中で、若干の兆しを、回答に対する期待感を持たせていただきました。

それで、再質問の中の感染状況と自身の、1番と2番併せてここで質問させていただきますが、今答弁があったとおり、65歳以上の対象者が6,966名、受診率が1,285人で約17%というふうになって報告がありました。

それで、私が調べたデータで見ますと、インフルエンザワクチンの接種率が、概算ですが、約60ぐらいいっているのかな、数字的には。そういう状況です。ただ、コロナのほうが今17%という状況になっております。

そんなことを考えて、今回出した大きな趣旨は、インフルエンザワクチンの接種が自己負担が1,000円になっております。定期接種の対象者は同じ条件になっていますね。接種の料金は1,000円と。新型コロナウイルスワクチンの接種は、昨年からは始まったと思うのですが、1回当たり3,000円と。ここで2,000円の格差が一応あります。この2,000円の格差、なぜ出るのかなと思って調べてみたら、任意接種の全額の場合の単価の比較がインフルエンザワクチンよりもコロナワクチンのほうが2倍以上高いのですね、ワクチンの接種代が。そういうのもあるから、自己負担の割合もインフルは1,000円でコロナが3,000円ということで差をつけているのかどうかは分かりませんが、そういう見方もできるのかなというふうに見ました。

ただ、申し上げたいのは、仮にインフルのワクチンが接種率が60%ぐらいいっているとして、コロナワクチンの接種率が17%とした場合、なぜこのように低いのかという問題を捉えたときに、この接種の補助の代金、接種料の金額の問題なのか、それとも健康を維持するために必要とする町の基本的な考え方の中で住民に対するPRが足りないのか。原因がどこにあるか分かりません。

ただ、私が言いたいのは、今回このような形で上げさせてもらったのは、やはり町民が健康で暮らせるということを考えたときに、非常に大事な

ものだなというふうに思っております。

それで、今言った形でもし、これは仮の話です。65歳以上の定期接種に対する1回当たりの接種金額、これを仮に3,000円から1,000円に変更したというふうにしたとき、そして接種率が今よりある程度向上するだろうと。仮にそういうふうに想定を考えたときに、予算にどのぐらい影響するのかなというふうに計算をしてみました。補助が3,000円を1,000円に変えると2,000円の差額が出るものですから、2,000円分が1,000人もしくは2,000人、今千二百何ぼですから、その倍くらいに、受診率を34%から40%に上げようとしたとき、1,000人くらいが増加になりますので、1,000人増加で2,000円を掛けると200万円ということになります。町民の健康と生活を守るという観点で捉えたときに、この200万円が多い予算なのか少ない予算なのか、それは分かりません。ただ、そういう予算でもし町民の健康が維持できるような効果が出るとした場合、医療費が今度はその分からなければ、医療費の経費の削減にもなるという形を捉えたときに、町長がこの、極めて今回戦略的な予算を策定するのだという言葉を借りますと、まさしく一石二鳥の政策になるのではないかという思いで、今回一般質問をつくらせていただきました。

ぐだぐだ申し上げる気はありません。ぜひとも3,000円から1,000円に接種料を下げるような方策について、町長のほうから再度コメントをいただきたい。

○町長（齊藤啓輔君） 1番、山本議員の質問に答弁させていただきたいと思います。

趣旨としては、自己負担額3,000円が高いという趣旨だというふうに思います。それによって、接種率が低いのではないかというようなロジックになっているかと思いますが、それについては私は分かりませんとしか言いようがなく、そもそも新型コロナウイルスワクチンの接種率が低

いのは価格が問題なのか、それとも別なところに問題があるのかということが検証する必要があるわけでごさいます、必ずしも自己負担額が高いから接種率が伸びていくというような論理的な帰結にはならないのではないかなというふうに思います。

ちなみに、新型コロナウイルスワクチンの単価については1万4,500円です、1回当たり。インフルエンザのワクチンについては3,470円で、1万1,000円ぐらいの差が出てくるわけでありまして、それがインフルエンザは自己負担1,000円ですけれども、新型コロナウイルスは3,000円、そこに大きな差が出てくるわけでごさいます。

論点として、プラス200万円で接種率が伸ばせるのではないかということですが、先ほど申し上げたとおり、そもそも接種率が伸びないのは金額が問題なのか、それとも別なところにあるかが判然としないので、200万円で町民の健康が守れるのではないかというような論理の展開は私は分からないとしか言いようがないのでごさいます。

いずれにせよ、今このようにそもそも接種率が伸びないのは金額だとは断定できないので、需要を見て今後検討していくことになるのではないかと思います。現状では論理的な帰結がひもづいていないので、即座に判断するということは私としては様子を見守りたいかなというようにごさいます。

○1番（山本正行君） 今答弁いただきました。

私の今質問した内容に基づいて、町長のほうからもあったとおり、私も接種率が低いのはお金だけの問題なのかどうかというのは正直言って分かりません。

ただ、先ほど申しましたが、一つのきっかけとしての捉え方としてお金の問題もあるのかなというのも私は事実だと思います。

今町長から、これから内容についての検証とい

うか、精査というか、調査研究をしながら今後検討していくという言葉いただきましたので、ぜひとも町民の健康と生活を守るという政策で、今回特にいろいろな少子高齢化の問題を考えたときに、子供たちに対する給食費の無償化や保育料の関係含めて、ふるさと納税の特財も使いながら、まさしく攻める予算になっているのだなというふうに私も捉えております。ぜひとも、そんな中では年少者対策というわけではないのですが、人口増加に向けて考えたときに、年少者対策やいろいろな問題も含めて積極的にやっているのは、予算委員会前ですので、予算の話はしませんが、積極的に進めていることについては私も見て感じます。ただ、少し、何となくであります、詳細はまだそこまで私もつかんでおりませんが、町長のPRの仕方にあるのか分かりませんが、高齢者対策に対する施策は何かPR不足なのかなというのを感じております。そんなことでぜひとも、今年度予算はもう出来上がっておりますので、私が今提案している内容が今すぐ反映するかといったら、そのような形にならないのは重々了解はしておりますが、定期接種が始まるのが、今のチラシの内容でいくと今年度どうなるのかまだ分かりませんが、10月からの定期接種だとすれば、まだまだ時間がありますので、今町長からあったとおり、今後検討していくということでお言葉をいただきましたので、ぜひとも前向きな検討になるようなことを再度申し上げたいと思います。

それで、再度力強い回答をいただきたいというふうに思います。

○町長（齊藤啓輔君） 1番、山本議員の質問に答弁させていただきたいと思います。

コロナウイルスワクチンの予防接種に関してですけれども、高齢者対策おろそかではないかということですが、20年前と比べて高齢者の皆さん5倍になっていますので、必ずしもそういうことではないのですけれども、小樽市の場合も3,300円の

自己負担でやっていますし、必ずしも高いというわけではないと思います。原価がもちろん高いです。

先ほど申し上げたとおり、インフルエンザと比較して値段だけではない可能性ももちろんありますので、先ほど申し上げたとおり、どのような需要といいますか、考えに基づいて皆さんしていないのかというのを把握しなければならないので、今現状は自己負担3,000円でいきますけれども、これは別に確定したわけではなくて、議論の趨勢を見守って今後検討することもあり得るので、状況を見つつということになるかというふうに思います。

○議長（藤野博三君） 山本議員の発言が終わりました。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時40分

再開 午前10時54分

○議長（藤野博三君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き一般質問を続行いたします。

順次発言を許します。

発言順位6番、議席番号4番、佐藤議員の発言を許します。

○4番（佐藤剛司君） 令和7年3月7日、第1回定例会におきまして、さきに通告しておりました1件の質問について答弁よろしく願いいたします。

件名、他自治体との交流について。2025年2月8日、フランス・ブルゴーニュ地方のジュヴレ・シャンベルタン村と親善都市協定を締結しました。この協定に至る経緯や協定の意義については、プレスリリース等で内容を把握しております。その中で齊藤町長は、シャンベルタン村の村長に対して猛烈にアピールし、協定を締結まで持っていたという印象を受けました。余市町のワイン産

業を確実にグローバル化していくに当たり、様々な面で今回の協定は将来的にメリットが大きいものになると考えます。そこで、以下の質問をいたします。

1、今回の協定締結に当たり、町長が想定しておられる余市町にもたらされる効果をお聞かせください。

2、この協定を短期的なものにするつもりはないと町長はお考えになっておられると思いますが、この協定を持続的に発展、深化していくために今後どのように継続していくのか、ビジョンをお聞かせください。

3、協定締結に当たり、町職員は締結式に随行していなかったと認識しております。今後持続的にこの協定を前向きに進めるのであれば、町長だけではなく、町職員がシャンベルタン村との締結式に随行したほうがよかったのではないかと考えますが、何か町長の中で考えがあったのでしょうか。これから進んでいくだろうシャンベルタン村との交流において、町職員の関わり方の方向性をお聞かせください。

4、福島県会津若松市との親善交流都市、広島県竹原市との友好交流協定、奈良県五條市との交流都市提携、スコットランドイースト・ダンバートンシャイア市との姉妹都市提携、台湾の2地域、宜蘭県員山郷と彰化県彰化市との友好交流協定など、余市町ではほかの自治体との交流がホームページ上にて紹介されておりますが、現在どのような交流がありますか。コロナ禍で交流事業が行われていなかったものもあると思いますが、今後どうしていくのか方向性をお聞かせください。

以上、よろしく申し上げます。

○町長（齊藤啓輔君） 4番、佐藤議員の質問に答弁します。

1点目と2点目の質問については、それぞれ関連がありますので、一括して答弁します。

日本トップクラスのワイン産地として成長して

きた本町にとって、フランス・ブルゴーニュ地方において長い歴史と高い品質を誇るワインの銘醸地であるジュヴレ・シャンベルタン村との親善都市協定を締結できたことは大変意義深いものと認識しています。今後は、この協定を契機として、ワイン生産の技術の交流や観光、文化分野での連携を進めるとともに、相互に学び合いながら両地域のさらなる発展につなげていきたいと考えます。

3点目の質問ですが、本町とジュヴレ・シャンベルタン村との協定締結に向けた協議は、私が2度現地を訪問し、クリストフ・ルカンド村長と直接話し合いを重ねており、協定内容についても昨年から綿密な調整を行い、十分に練り上げられたものとなっていることから、協定式において職員の随行が必要とされるような新たな交渉や調整事項はなく、私単独での訪問といたしました。なお、今後本協定に基づく連携事業を進めていくに当たっては、その分野ごとに関係職員が相手方との協議、交渉など事業の具体化及び実施に向けた作業を担っていくことになります。

4点目の各自治体との交流に関する質問ですが、福島県会津若松市については例年9月に開催される会津まつり及び交流都市懇親会に出席しています。

次に、広島県竹原市ですが、ふるさと納税コラボ商品の開発などの経済交流や小学生による文化交流など行われており、昨日3月6日には竹原小学校と黒川小学校の交流授業が実施されています。

次に、奈良県五條市ですが、農業実習の受入れは令和5年度をもって終了となりましたが、9月開催の味覚の祭典には現在も引き続き五條市の職員が来訪され、特産品である柿のPR販売を実施されています。

次に、スコットランドイースト・ダンバートンシャイア市ですが、平成26年に中学生派遣事業を

実施して以来、大きな取組は実施していませんが、民間レベルでの交流は現在も続けられていると伺っています。

最後に、台湾の2地域、宜蘭県員山郷及び彰化県彰化市については、スケジュールの都合などにより実現はしていませんが、相互の訪問交流などを検討しています。

○4番（佐藤剛司君） 再質問いたします。

今回町長、シャンベルタン村に訪問されまして、2度という話だったのですけれども、その中でシャンベルタン村と余市町を比較した印象みたいなものはありますか。

○町長（齊藤啓輔君） 4番、佐藤議員の質問に答弁させていただきたいと思います。

ジュヴレ・シャンベルタン村ですね、もちろんワイン産地としての銘醸地としては相手のほうが圧倒的に格が上なわけなので、基本的には比較しても全然比較対照にもちろんなるものではございません。そういう世界最高のワイン産地と、いわばライジングスターといいますか、新しい世代の余市町が手を組めるということ自体が奇跡に近いぐらいのすばらしい事項であると思っていますので、関連づけて言うと、この点は余市町にとっては莫大なメリットがあるといったような印象は持っています。

○4番（佐藤剛司君） 今回この質問をする前に、町長がジュヴレ・シャンベルタン村に行ったということで、ユーチューブのほうでどういうところなのかというのを見たり、いろいろ調べたりしました。ナポレオンが好んだワインの産地であるとか、観光も自転車でブドウ畑を見に行くだとかという感じで、とてもワイン好きにはたまらないと言ってもおかしくはないくらい場所なのだなというのが調べたところ分かりました。

ピノ・ノワール、ブドウの品種で特級種の畑があるということなのですけれども、余市町でこのピノ・ノワールの品種をやっている農家

さん、結構あると思うのですけれども、町長から見て余市町とジュヴレ・シャンベルタン村とのブドウの違いだったりというものは感覚的には何か思いみたいなのはあるのでしょうか。

○町長（齊藤啓輔君） 4番、佐藤議員の質問に答弁させていただきたいと思います。

できる限り政策に結びついて答弁いたしますけれども、ピノ・ノワールはもちろんワインを好きな層にとっては憧れの品種であって、日本が温暖化していく中で余市町ははっきり言って独り勝ちというか、最上級のピノ・ノワールの産地になっています。この日本最高の産地を目指して、多くの方、ラフェトもそうですけれども、日常的にもそうですけれども、多くのワイン好きの方々が余市町を訪問してくれるようになっているわけです。このような背景を基に、もちろんワイナリーの数も20件まで増えてきておりますし、ピノ・ノワールのすばらしい産地として育ってきているところです。

こういう文脈化において、世界最高の産地であるジュヴレ・シャンベルタン村と連携することによって、その莫大な効果が得られるというのは先ほど申し上げたとおりですが、ブドウの品種、ピノ・ノワールはその産地の特性を如実に反映する品種と言われていることから、余市のピノ・ノワールは非常に余市的な、テロワールと表現しますが、地域特性を非常に反映したすばらしいワインに仕上がるというのは私の見解ではありません。

このようなすばらしいワインの産地である余市町は、今回の提携によって、より世界的にも注目を浴びることになりましたので、これは政策的にも非常にいい動きがあったというふうには考えています。

○4番（佐藤剛司君） 今お話を伺ったのもそんなのですけれども、感覚的には僕は齊藤町長の余市町のワインのブランディングはかなり大成功し

ているのだなという印象は持っています。実際町内だとかでも、町外からの観光客で余市町の某有名ワイナリーのワインを目当てに来たという話とかもかなり聞く機会も多いですし、そういった面ではすばらしいなと思うのですが、ワイン自体がよく分からない私としては、その違いとかテロワール、地域特性で、例えば今回ジュヴレ・シャンベルタン村はアルプスからの隆起だったり石灰岩のあれで水はけがいいとか、そういった部分もあるというのは調べた結果分かったのですが、今後温暖化、余市も温暖化になってきているので、報道の中でジュヴレ・シャンベルタン村もピノ・ノワールの栽培が難しくなっているということで、そういった研究の仕方というのも今後どんどん学術的にも提携結んでおりますので、協力していい方向に向かっていくのだらうと思います。

町長、ブドウはあれなのですけれども、例えば出来上がったワイン、余市町でできたピノ・ノワールのワインと、例えばジュヴレ・シャンベルタン村のワインというのは、造った場所が違うので、全く別物の印象なのか、でも町長が試飲した結果、同じように感じたのか。個人的な感想になるのでしょうけれども、お聞かせください。

○町長（齊藤啓輔君） 4番、佐藤議員の質問に答弁させていただきたいと思います。

こちら政策的な観点に結びつけて答弁させていただきますが、さきにジュヴレ・シャンベルタン村に行ったときに、もちろん余市の方々も同行して、何名か来ております。その中で余市のワインとジュヴレ・シャンベルタンのワインとの、マスタークラスですね、飲み比べを行ったわけですが、もちろん育った環境が違いますから、そのニュアンスの差は出てきはしますけれども、最上級のワインに行き着く先というのは、ある特定のポイントに行き着くわけですが、そういう意味で非常に両方ともすばらしい特性を有し

ているというような皆さんのコメントでありました。なので、全く同じものを造るわけには、もちろん地理的にも違いますけれども、最上級ワイン到達点という意味では非常に似ているのではないかとこのように思います。

○4番（佐藤剛司君） 今のお話だと、余市町のワインも最高峰になる可能性はまさしく秘めているという認識でよろしいでしょうか。

○町長（齊藤啓輔君） 4番、佐藤議員の質問に答弁させていただきたいと思います。

余市町のワインは、少なくとも日本では最高峰のワインだというふうに考えています。

○4番（佐藤剛司君） ワインもそうなのですが、実は食という部分でも提携を結ばれると思うのです。提携というか、協力関係があると思うのですが、ジュヴレ・シャンベルタン村でお食事はされましたでしょうか。

○町長（齊藤啓輔君） 4番、佐藤議員の質問に答弁させていただきたいと思います。

協定式の後、先ほど申し上げたとおり飲み比べのマスタークラスというのが行われまして、先方のジュヴレ・シャンベルタン村の役場で様々な郷土料理を用意していて、一緒に飲み物を合わせる形で立食形式で飲み比べのクラスを行ったので、そのときにももちろん現地のもは食べました。

○4番（佐藤剛司君） その中でペアリングだったりマリアージュだったりというのもあったと思うのですが、齊藤町長の中で余市町でもこういうこともできるなとかという想像というのは膨らんだでしょうか。

○町長（齊藤啓輔君） 4番、佐藤議員の質問に答弁させていただきたいと思います。

政策的に私が前々から言っているのは、ワイン産業というのはただボトリングして終わりではなくて、そこから広がる産業の裾野というのが幅広く広がっておりまして、もちろん今国費も入れてやっているガストロノミーツーリズム、それは食

と観光とワインなどを結びつけた事業ということで、ただワイン造って終わりではなくて、そこからひもづく観光ですとか食事への波及ですとか、そういうのがあるわけです。

質問に答えると、もちろん余市の食品に関しては素晴らしい食材、海産物も山のものもあるわけなので、それを使って地元のワインとのペアリングですね、そういうような食事に対するファンが山ほどいるわけでございます、日本のみならず、世界中に。そういう層がどんどん余市に来ているわけです。それも相まって、もちろん登地区にもオーベルジュができましたし、駅前にもどんどん新しい飲食店ができていくという、いい流れができていくわけです。すなわち、ただ単にペアリングの素材が深まったというようなことを超えて、政策的に非常に意義深い状況が巻き起こっているということなのではないかなというふうに思います。

○4番（佐藤剛司君） 今回3番のほうで協定締結に当たり、町職員の随行はなかったという部分で、今後担当課ごとでやっていくという話なのですけれども、町長の熱意の共有だったり知識の共有だったりという部分というのは、担当部局に落とし込めるものなのではないでしょうか。

○町長（齊藤啓輔君） 4番、佐藤議員の質問に答弁させていただきたいと思います。

もちろん担当部局、この分野でいうと食とかワインですけれども、担当が熱心にワインの勉強もしておりますし、ジュヴレ・シャンベルタンがどういうところかももちろん把握しておりますので、この協定が持っている意味についてはもちろん落とし込んでいることに加えて、質問の趣旨としては町全体でというようなことが趣旨、役場に限らず、趣旨だと思いますが、今回先ほども申し上げたとおり、余市町からも観光協会取りまとめで何名か同行しているわけですが、そういう町全体とジュヴレ・シャンベルタン村との双方の交

流につながっていくというようなことを念頭に置いて目指していくのがいいというふうに思いますし、実際に行ったメンバーの話を聞いたら、やたらと感銘を受けて、人生観変わるぐらい影響を受けて帰ってきて、そのくらいのインパクトがある事項だったというふうに思います。

すなわち、ここからの啓発として、余市の同行した方々を中心に交流の営みが今後もつながっていくでしょうし、こういう取組は余市町にとっては非常にいい影響を与えたというふうに考えています。

○4番（佐藤剛司君） 今同行者の方の感想も素晴らしいということで、行かなければ分からないということだと思います。

なので、町職員もやはり行かなければ分からないことがあるかなと思うので、今後町職員もジュヴレ・シャンベルタン村に行く予算をつけるお気持ちはあるのでしょうか。

○町長（齊藤啓輔君） 4番、佐藤議員の質問に答弁させていただきたいと思います。

町職員の同行に関しては、現在のところは分かりませんが、もちろん行きたい職員がいれば、研さんを積むという目的では行かせる用意はありますので、今回は必要がなかったからというふうな答弁させていただきましたが、もちろん必要に応じては町職員が訪問するのはいいのではないかなというふうには思います。

○4番（佐藤剛司君） 長期的に、やっぱりこの事業と言ったら変ですけれども、提携がずっと進んでいくことが大事かなと思います。ジュヴレ・シャンベルタン村の村長が1,000年の歴史があるということで、やっぱり1,000年後も見据えてもいい、1,000年というか、900年後を見据えて、余市町のワインのブランディングという部分で継続していくことがやはりとても重要になっていくと思いますので、これにはやっぱり行政がこのジュヴレ・シャンベルタン村との交流というのを民間だ

けでなく、やっぱり行政としてやっていくべきだと思いますので、熱意のある職員がいると思いますので、ぜひジュヴレ・シャンベルタン村に行くという方向性としてはあってもいいのかなと思います。

4番のほか自治体との交流という部分で再質問させていただきます。今回このジュヴレ・シャンベルタン村との締結、親善都市協定、今の余市町の進んでいる考え方にマッチしているのも、とてもニュースだとか、ニュースと言うと変ですけども、ネットニュース等、新聞等で取り上げられて、結構大々的なイメージがありますが、ほかの都市と交流して、得られる余市町のメリットという言い方は変かもしれませんが、よいところがあると思います。会津若松とは9月の会津まつりで交流をしたり、竹原市はふるさと納税で提携したり、あと五條市だったら味覚の祭典で柿を持ってきていただいたり、先日イースト・ダンバートシャー市、昨年ですか、中学生が来校していたようにも思います。その都度、その都度、ある程度の節目節目で、ほか自治体との交流に着目していないと、つながりが薄くなると言ったら変なのですが、何となく意識の中で薄らいでいくのではないかなという思いもありますので、例えばそういう都市との交流があった場合に余市町として広報あたりでも大々的にPRしていく必要はあるのではないかなと思います。それについて町長の見解をお聞かせください。

○町長（齊藤啓輔君） 4番、佐藤議員の質問に答弁させていただきたいと思います。

もちろんそういう交流あるたびに広報するのは当然の話ですが、先ほどもジュヴレ・シャンベルタン村への訪問については、町職員というより、むしろワイナリーの方々が行くほうが私は多大なメリットがあると思いますので、そういう方向が進んでいけばいいなと思いますし、あとほかのエリアに関して、結構外国からの訪問団が

日本にも来ることがあります。その際に、親善都市の友好協定までいなくても、交流の覚書みたいなものを結ばないかというような打診が結構来ることがあります。これについては、もちろん交流して様々な文化的な側面を学ぶこと、まちづくりを学ぶことに関しては、メリットがあっても特にデメリットはないので、私は基本的に覚書みたいなのはどんどん受けてもいいよというふうな方針でやっているわけですので、デメリットがないわけですから。もちろんあったことに関しては、きちんと広報で発信するのは、それは当然のことだというふうに思っています。

○4番（佐藤剛司君） では、今後交流していく可能性のある都市というのは、可能性としてはあるということで認識をしましたが、町長として今後交流していきたいと思うような都市というのは現在あるのでしょうか。

○町長（齊藤啓輔君） 4番、佐藤議員の質問に答弁させていただきたいと思います。

現在結んでいる都市に関しては、もちろん締結しているわけなので、交流は実際にあるし、していくべきではないのかなというふうに思っています。例えば昨年、台湾の彰化市長も余市に来ていただいたこともありますし、宜蘭県員山郷にカバランウイスキーの蒸留所があるので、ウイスキーの文脈での交流とかもあるでしょうし、いずれにせよ協定を結んでいるところは歴史だとかストーリーもあるので、今後協力していくのはもちろん当然のことだと思います。

戦略的な話でどういふところと今後協定を目指していくかに関しては、今回のジュヴレ・シャンベルタン村も最上級の成果だと思いますけれども、このように余市に対して莫大なメリットがあるようなところは、余市町としては協定を結んでいきたい都市だというふうに思いますが、具体的には今この場で言うのもあれなので、私の中では秘めていますけれども、いろいろ考えながらやっ

ています。

○4番（佐藤剛司君） 具体的に言えないのは当たり前だと思うので、手のうちをさらすわけにはいかないと思いますので、答えは1年後に出るのかもしれないので、それは楽しみにしております。

最後に、今回町長がジュヴレ・シャンベルタン村に行って、ここはすごくいいワイナリーだとか、いいレストランだとか、この食べ物はおいしかったとかという個人的な齊藤啓輔レポート的なものをもし作れば、担当部局のほうにその情報の共有というところでお渡しできれば、今後とてもいい情報共有になるのではないかなと思います。

答弁をよろしくをお願いします。

○町長（齊藤啓輔君） 4番、佐藤議員の質問に答弁させていただきたいと思います。

私、観光しに行ったわけではなくて、交渉と調印に行ったわけなので、レストランを訪問しておらず、先方がアレンジしたところに行くわけでございますが、そういう観点でいったら、参考になるといえば、もちろんジュヴレ・シャンベルタン村は小さな3,000人の村ですけれども、ワイナリーに関しては全てのワイナリーがスーパースターなわけです。レストランの数はそんなに多くはないですけれども、もちろんワイナリーを目指して観光客が世界中から集まってくるので、地元のワインが飲めるレストランが村役場庁舎の前にあたりして、観光の方々がそこでワインを飲むというようなまちづくりがされています。観光協会に行っても、きちんとジュヴレ・シャンベルタンのグラスですとかエプロン、グッズがあつたりとかするというような感じで、きちんと観光客をもてなす体制が整っているわけです。

こういうワイン産地としてのまちづくりは大いに今後余市のまちづくりにも参考になりますし、いかに人口が少なかったとしても世界中から富を集約できる一つのモデルケースとなりますので、そういう観点でどこのレストランがいいだとか、

そういう話ではなくて、どういうまちづくりをしていくのかというのはきちんと担当部局にも共有していく方針ですし、それはいいのではないかなというふうに思います。

○4番（佐藤剛司君） 最後にと言ったのですが、語弊がありました。

食文化の交流もあるので、ある程度のレストランなりも行ったのかなと勝手に思い込んでおりました。失礼しました。

でも、公務として各レストラン回るというのもありなのかなと思いますので、以上これで質問を終わりたいと思います。

○議長（藤野博三君） 佐藤議員の発言が終わりました。

次は、発言順位7番のジャストミートあたる議員の質問時間ではありますが、昼食時間が迫っている関係で、まず、ジャストミートあたる議員に質問の朗読を午前中に終わらせていただいて、午後から町長の答弁をいただくような形にしたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、発言順位7番、議席番号13番、ジャストミートあたる議員の発言を許します。

○13番（ジャストミートあたる君） 通告書に基づき、質問させていただきます。

件名、入湯税の未納について。令和元年から令和5年の決算書を見ると、歳入において入湯税が未納となっている。令和2年は収入済額349万9,600円とある。しかし、事項別明細書を見ると、現年課税分ではなく滞納繰越分であり、現年課税分は空欄となっている。つまり現年課税分は令和2年から納められておらず、地方税法では5年で時効となり、このままでは令和7年度には地方公共団体の徴収権は消滅してしまうようです。現在この瞬間も知ってか知らずか納められていない入湯税を事業者を支払って、温泉施設を利用している町民や観光客が何人もいます。以上を踏まえ、本町の入湯税全般について次の事項を伺いたい。

1、この未徴収の入湯税を今後どのように徴収していくつもりなのか。

2、憲法15条第2項には、「すべて公務員は、全体の奉仕者であつて、一部の奉仕者ではない」と規定されています。これは、公務員が特定の個人や団体の利益のためではなく、国民全体の利益のために職務を遂行すべきであることを示しています。これを本町の入湯税に当てはめると、事業者が未納であるからといって業務上の守秘義務において未納業者名を守り、それにより町民と町が不利益を被る状況が延々と続く。これは、一部に奉仕し、全体への奉仕を怠っている違憲状態と考えざるを得ません。ゆえに、町は利用者が事業者に預けた入湯税が5年にもわたって未納であることを町民に周知しないのか。また、こういったことをホームページ等で示して告知する気はないか。

3、刑事訴訟法第239条第2項では、「官吏又は公吏は、その職務を行うことにより犯罪があると思量するときは、告発をしなければならない」とあり、公務員には告発の義務がある。そして、告発について余市警察署の刑事に相談したところ、悪質な入湯税の未納に対しては町長もしくは税務課にしか告発できない法体系であることが分かった。5年の滞納は悪質と考えるが、告発の選択はあるか。

4、温泉施設を利用している町民や目的税として使われるべき消防や環境、観光に対して公益性を損なっていることについて、町長の見解を求める。

5、現在余市町にて鉱泉分析法指針と入浴料において特別徴収義務者の条件が満たされて実働している温泉事業者は1件しか見当たらないが、鉱泉分析法指針は満たしているが、入浴料の基準で特別徴収義務者になっていない事業者が新規に宿泊事業を始めた場合、その宿泊料金が入浴料の基準を超えると特別徴収義務者になるのか。

6、事業者の負担が増え、徴収できないような入湯税は本町には不向きであり、今後道の駅の計画にも上がっている温浴施設の誘致に動機として働くことも見据え、古平町のように入湯税を徴収せず、廃止としたほうが町の発展と公共の福祉の向上と考えるが、所見を伺いたい。

次、犯罪被害者支援制度と第23号損害賠償請求事件の控訴について。令和7年余市町議会第2回臨時会にて提出された第23号損害賠償請求事件に関する控訴の提起について、原案可決されました。私は、事件の内容を知らず、質問しても担当課の答弁で詳しい説明を受けることはできず、そんな状況でとてもではないが賛成できませんでした。ゆえに、反対という立場を取りました。その後、札幌地方裁判所小樽支部へ行き裁判記録を読み、内容を見て愕然となり、否決の立場を取って本当によかったと思うこととなります。その後、2月19日に開かれた民生教育常任委員会にて福祉課から犯罪被害者支援制度への取組と内容が提出されました。北後志5か町村で連携し、同一内容の条例を制定し、犯罪被害者等支援の一体的な支援を目指し、犯罪被害者を社会全体で支え、安心して暮らせる地域社会の実現に寄与することを目的とするものでした。しかし、第23号の裁判記録を見ると、本町のこれからの犯罪被害者支援制度が実を伴うのか疑問です。そこで、被害者のプライバシーに最大限配慮した上で次の事項を伺いたい。

1、町長は裁判所記録を読んだか。

2、町側弁護士7人に対し、原告側1人で完全敗訴だが、所感を伺いたい。

3、弁護士費用はこれまで幾ら支払い、これから幾らかかる予定なのか。

4、控訴に際し、弁護士側から提案されたのか、町側から依頼したのか。

5、控訴を取り下げる選択はあるか。

次、給食費無償化が全国的に実現されたその後について。令和7年2月25日に自民、公明、維新

による3党合意文書に、いわゆる給食費無償化が記載されました。内容には、まず小学校を念頭に地方の実情等を踏まえ、令和8年度に実現する。その上で、中学校への拡大についてもできる限り速やかに実現するというものでした。少子化と闘っている子育て世代に寄り添ったすばらしい合意だと胸を打たれた次第であります。本町は、既に給食費無償化が実現されていますが、国の施策が実現されると令和8年度から段階的に給食費無償化に使われている6,000万円の予算が裁量の予算となることが予想されます。そこで、次項のことを質問、提案させていただきたい。

1、本町の全小学校、全中学校で行われるスキー学習、修学旅行、バスを使った見学等、保護者に費用負担を求める遠足、集団宿泊的行事等の特別活動の学校行事の費用は義務教育課程の全学校、全学年で幾らか。

2、国の施策が実現された場合、給食費無償化に使われていた予算はそのまま子育て世代や教育関係に使われるべきと考えるが、所見を伺いたい。

3、少子化を解決するには、さらなる教育環境支援や母子家庭やひとり親家庭への金銭的、就業、時間的支援が必要と考えるが、町長の考える本町で取るべき少子化対策をお聞かせ願いたい。

次、黒川小学校で問題になった児童に対する暴行について。昨年の暮れに私のところに黒川小学校にて教師による児童に対する暴行騒ぎがあり、教育委員会と学校の対応に誠意が感じられないとの相談が寄せられた。その後、私と当事者である保護者と話をする機会を設け、詳細を知ることができました。当初、学校側は非を認めなかったらしく、保護者側との強い対立があったが、解決に至ったとのことでした。その後、学校側は参観日の授業後に行われる懇談会にて、保護者側に説明をしたそうです。以上の経緯を踏まえて、次項のことを伺いたい。

1、要旨に書いた内容は事実か。

2、最終的に保護者側にされた説明はどういった内容だったのか。

3、解決に至った理由は何か。

4、今後このようなことが起きないための対応について、教育長の所感を伺いたい。

○議長（藤野博三君） 一般質問の途中でありますが、昼食を含め午後1時まで休憩いたします。

休憩 午前11時36分

再開 午後 1時00分

○議長（藤野博三君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

13番、ジャストミートあたる議員の一般質問に対する答弁を求めます。

○町長（齊藤啓輔君） 13番、ジャストミートあたる議員の入湯税に関する質問に答弁します。

1点目の徴収方法に関する質問ですが、未納状態解消に向けた特別徴収義務者との交渉を継続します。

2点目の未納状態の方に関する情報の公表に関する質問ですが、入湯税に限らず、税に関する個別の情報は一切公開していません。

3点目の告発に関する質問ですが、現時点においては未納状態の解消を目的としており、告発の検討はしていません。

4点目の入湯税が未納となっていることにより、公益性を損なっているとの質問ですが、その対策として未納状態解消に向けた取組を継続します。

5点目の新たな特別徴収義務者の指定に関する質問ですが、別途入浴料を徴収しない温泉付宿泊施設の事業者には、宿泊料金の額にかかわらず、入湯税を徴収していただくこととなります。

6点目の入湯税の廃止に関する質問ですが、本町には公設の鉱泉浴場はありませんが、他の自治体において公設の鉱泉浴場があり、その浴場に入

湯される方については入湯税を課さないことを条例に規定している自治体があることは承知しています。

また、入湯税の廃止についてですが、法令により廃止することはできませんが、今後のまちづくりの中で課税免除の取組については、他の自治体の状況も参考にしながら検討することは想定しています。

犯罪被害者支援制度と第23号損害賠償請求事件についての質問に答弁します。1点目の裁判記録についてですが、本裁判の記録については全て目を通しております。

2点目の質問につきましては、判決書の内容は本町にとって到底容認しかねるものであり、控訴審の場においても引き続き本町の主張の正当性が認められるように求めていきたいと考えております。

3点目の弁護士費用についてですが、これまで顧問弁護士委託料としては着手金として30万8,000円が支出済みです。他に弁護士報酬、訴訟費用等がありますが、現時点で金額は確定していません。

4点目の控訴についての質問ですが、原判決は本町として到底容認できる内容ではなく、顧問弁護士とも相談の上、判決を不服として控訴する決断をいたしました。

5点目の控訴を取り下げる選択についてですが、控訴審がまだ始まっていない段階であることから、答弁できかねます。

次に、給食費無償化に関する質問に答弁します。2点目の国の施策実現後の給食費無償化に使われていた予算の用途についてですが、現在本町の給食費無償化は、財源を余市町ふるさと応援寄附金基金繰入金に求め実施しています。国の施策実施後は、条例で定める事業の区分に沿って町の政策として実施する事業に充当していきます。

3点目の少子化対策についての質問ですが、本

町におきましては妊娠、出産から子育て世帯に係る独自の経済的支援を実施しています。今後においても関係部局の連携を緊密に図りながら、各段階に応じて切れ目なく継続的に推進します。

なお、教育委員会関係につきましては、教育長より答弁します。

○教育長（前坂伸也君） 13番、ジャストミートあたる議員の保護者の費用負担についてのご質問に答弁いたします。

各種行事に係る令和6年度の負担額につきましては、小学校においては約600万円、中学校においては約1,160万円となっており、総額は約1,760万円となっております。

次に、小学校における事案についての質問でございますが、教育的な配慮が必要であることから、答弁を差し控えさせていただきますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○13番（ジャストミートあたる君） 答弁ありがとうございます。

まず、入湯税のことから再質問させていただきます。徴収に関しては交渉していくと。なのですが、これ5年たっているのですね。5年たっていて、地方税法第331条では滞納者に対して督促を行い、督促状の発行日から10日以内に完納しない場合は、職員は財産を差し押さえる義務があるとなっておりますが、これ5年間ほったからしですと、ほったらかしというか、交渉を続けているようですが、5年間進展なしと。これは徴収に関して督促を出して差し押さえる予定はないのでしょうか。

○町長（齊藤啓輔君） 13番、ジャストミートあたる議員の質問に答弁させていただきたいと思っております。

先ほど言ったとおり、交渉を続けながら徴収をすると。その交渉した行き着く先はもちろん差押えになりますが、現時点では交渉ということを担当課のほうでやっているだけです。

○13番（ジャストミートあたる君） でも、現状、今も温泉に入って入湯税払って、それが知ってか知らずか、本来ならば消防なり、そういった観光とか環境とかに使われる目的で払っている方もいらっしやれば、知らないで払っている方もいらっしやると。しかしながら、それを5年にわたっているのは行政の不作为だと思われませんが、いかがでしょう。

○町長（齊藤啓輔君） 13番、ジャストミートあたる議員の質問に答弁させていただきたいと思えます。

不作为ということをおっしゃっていますが、この間も担当課のほうで交渉を続けているので、不作为には当たらないというふうに考えています。

○13番（ジャストミートあたる君） 結局、余市警察署の刑事さんに聞いたのですけれども、被害者は我々町民ではなくて、町と税務課に当たるそうです。これが、つまり払っているけれども、使われていない。何なら払った町民、つまり利用者が幾ら文句を言っても、これは動かないのです。やはり町長と税務課の方が立ち上がってちゃんと動かないと、これは延々と続くと思われませんが、このままずっといくのでしょうか、それともどこかで区切りつけて交渉決裂とか、そういうような状態になったら、きちんと差し押さえてやる予定なのでしょうか。全然先が見えないですね、5年以上。どうでしょう。

○町長（齊藤啓輔君） 13番、ジャストミートあたる議員の質問に答弁させていただきたいと思えます。

先ほど来申し上げているとおり、交渉して入湯税を徴収するということを今担当でやっているわけですが、行き着く先は強制の執行になるかと思いますが、現時点では徴収に向けた交渉を行っていくということで、それ以上でもそれ以下でもこの先議論が深まることはないと思えます。

○13番（ジャストミートあたる君） 交渉はずっと続けていくということが分かりました。

でも、ある程度どこで区切りをつけるのかを明確にさせていただかないと、この状態がずっと続いて、5年、10年、ずっとこの状態が続くのではないかというような危惧はしています。

では、2番目、憲法15条第2項に「すべて公務員は、全体の奉仕者であつて、一部の奉仕者ではない」、それに伴って地方公務員法第30条に「すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当つては、全力を挙げてこれに専念しなければならない」とあります。これは、地方公務員法と憲法第15条第2項に違反していると思えますが、いかがでしょうか。

○町長（齊藤啓輔君） 13番、ジャストミートあたる議員の質問に答弁させていただきたいと思えます。

憲法15条違反ではないかということでございますが、それには当たらないというふうに考えています。特に担当が特定の個人の利益のために動いているわけではないので、したがって憲法15条違反にはならないというふうに考えます。

○13番（ジャストミートあたる君） しかしながら、1回入浴するのに100円で、これが実は事業所の受付で聞くと売上げに計上しているというのですね。ここに領収書もあります。ちゃんと入湯税として100円徴収というふうに記載してもらいました。そうなった場合、やはりその事業者、未納業者を守る、つまり払っているけれども、使われていないよということをちゃんと町民に告知するべきだと思いますけれども、それでも守秘義務のほうに優先されるのでしょうか。

○町長（齊藤啓輔君） 13番、ジャストミートあたる議員の質問に答弁させていただきたいと思えます。

ジャストミートあたる議員指摘の論点は、論点が全く違うわけであつて、議員が今言っているの

は、我々職員が憲法15条違反ではないかと。なぜならば、特定の者の利益を守っているからだという、全体のために働きたくないという論理構成になっていますが、私はそれには当たらないと。なぜなら、別に特定の個人の利益を守っているわけではなくて、きちんと徴収義務を果たすように交渉している。ゆえに、憲法15条違反ではないということと、今ご指摘の論点は全く違うものなので、この主張には当てはまらないというのが私の見解です。

○13番（ジャストミートあたる君） いや、論点はずれていないと思います。

というのも、全体の奉仕者という、この全体というのは町民、それは観光客、利用者になるわけで、それをあそこは納めていないよ、皆さんが納めた税は使われていないのだよということを告知する。つまり守秘義務といつもバッティングするのが告発の義務になります。これも告発の義務というのがあります。これは、刑法でしたか、告発の義務というのがあります。刑事訴訟法239条第2項では、「管吏又は公吏は、その職務を行うことにより犯罪があると思料するときは、告発をしなければならぬ」。この告発というのは、警察に対するものではなく、町民に告知することも告発になります。こういったことをやっぱり周知させることが、それは公平性につながるのではなからうかと思いますが、いかがでしょう。

○町長（齊藤啓輔君） 13番、ジャストミートあたる議員の質問に対して答弁させていただきたいと思います。

未納状態を告知することが全体の公共の奉仕者の役割だというような主張ですけれども、全体の奉仕者であるべく、きちんと担当のほうでは徴収義務を果たすように交渉しているというのが私の主張です。

次の論点で、ではプライバシーの守秘義務ですね、税に関する個別の問題はプライバシーの問題

がはらむので、それと公共の公務員は全体の奉仕者であるというふうな条例同士のぶつかり合いに関しては、もちろん憲法で記載された、13条かな、プライバシーに含まれるわけですから、その権利と権利がぶつかり合う場合についての論点ですけれども、本件の15条に関しては、そもそも全体の奉仕者として働いているわけなので、この場合は13条のほうが比較衡量で優先されて、プライバシー、すなわち守秘義務が優先されるというふうに考えます。

○13番（ジャストミートあたる君） 分かりました。

時間も差し迫っているので、僕は2番に関しては、行政の不作为というふうにししか見えないので、これに関しては守秘義務も程度というのがございまして、業者名を告知するのは守秘義務に当たらない。例えば、税務状態、個人名、それから年齢だとか家族構成だとか、ここまで言うとプライバシーを侵害するのでしょうかけれども、事業者名を言って、ここは5年たって納めていないから、皆さん、入湯税に関してはこういう状態ですよと告知するのが町民のためだと思いますので、ご一考いただきたいと思います。

次行きます。3番ですけれども、告発しないというお考えですけれども、このままずっと、何年も続いても告発はしないというふうに受け取ってよろしいでしょうか。

○町長（齊藤啓輔君） 13番、ジャストミートあたる議員の質問に答弁させていただきたいと思います。

先ほど答弁したとおり、現時点ではというふうには私は言ったので、現時点では未納状態の解消を目的としているわけなので、告発は検討していないということでございます。

○13番（ジャストミートあたる君） 未納の解消というのは、現時点では見込みありそうですか。

○町長（齊藤啓輔君） 13番、ジャストミートあ

たる議員の質問に答弁させていただきたいと思いをします。

もちろん未納状態を解消すべく交渉をするわけであって、今後どうなるか、その交渉の趨勢を見守るとというのが私の立場でございます。

○13番（ジャストミートあたる君） 分かりました。見守るということが分かりました。

しかしながら、告発、我々できないのですね。これ、町長と税務課にしかできない。皆さん、自分たちが納めて払っているのに、被害者は自分たち、町民だと思っているけれども、被害者は町ということで僕はびっくりしたのですけれども、こういった、例えば入湯税に関しての被害者は町民、利用者ではなく、町及び税務課ということすらも告知できないのでしょうか。

○町長（齊藤啓輔君） 13番、ジャストミートあたる議員の質問に答弁させていただきたいと思いをします。

町が被害者ということでございますが、現時点では先ほども申し上げたとおり未納状態の解消を目的としていると。その趣旨は、町の条例ではなくて地方税法で決められているもので、入湯税は町に入ってくるわけなので、ご指摘のとおり町が被害者というような論理構成になるのでしょうか。現時点では未納状態を解消する、その趣旨はきちんと入湯税を徴収されることによって町の歳入に入ってくるわけですね。仮に告発して、仮の話なので、あくまでも仮ですから、その場合罰金等を科せられる場合、国庫に返納させられます。国庫に行くよりも、町が自分で入湯税を徴収するほうが町の資産に入るので、利益分という判断で、告発よりは未納状態の廃止を目的とする、そういうようなことでございます。

○13番（ジャストミートあたる君） 分かりました。

次に行きます。5番行きます。5番、よく分からなかったもので、もう一度答弁をお願いします。

○町長（齊藤啓輔君） 13番、ジャストミートあたる議員の質問に答弁させていただきたいと思いをします。

もう一回読み上げますと、新たな特別徴収義務者の指定に関する質問については、別途入浴料を徴収しない温泉付宿泊施設の事業者には、宿泊料金の額にかかわらず、入湯税を徴収していただくこととなりますということでございます。

○13番（ジャストミートあたる君） 分かりました。

5番は以上です。

6番、入湯税なのですけれども、細かいことを言うと、仁木町、これ施設ないので、入湯税は取っていません。積丹町、これ施設が2個あって、2つとも徴収しています。ニャー助のホテルん、岬の湯、滞りなしに入湯税を納めているようで、額でいったら294万2,000円と。古平、しおかぜは施設1に対して、古平町自体は取っていない、徴収していないので、ゼロ円ですね。赤井川村はカルデラ温泉と、あとキロロの2件該当し、2施設とも対象なので納めていて、639万円納めているそうです。こういった情報をやっぱり町民にも、聞いたらすぐ答えてくれたのですね。こういったことを聞いても、恐らく余市町は答ええないと思うのですけれども、やっぱりこういった他町に比べて閉鎖的だし、僕なんかはすぐ隠蔽という言葉を使ってしまうのですけれども、隠蔽体質かなと思うのです。

結局、こういうふう滞って、うまくいかないのだったら、やっぱり古平町のように廃止して、廃止することによって道の駅の、道の駅もこの間白紙に戻ったということなので、温浴施設も建てるという予定ならば、そういった入湯税はもう今後取らないよと。もめごと全部なしにして、今までたまった分は取るけれども、これから取らない。だから、誘致にも役立つのではないかと思っ

て、廃止を再度訴えかけるわけですが、町長、どうでしょう。

○町長（齊藤啓輔君） 13番、ジャストミートあたる議員の質問に答弁させていただきたいと思えます。

入湯税の廃止については、地方税法なのでできませんけれども、各近隣自治体の場合は条例で定めているということでございます。先ほども答弁しましたけれども、免除の取組については、古平町の場合は古平町が設置しているものだから取らないということで、赤井川の場合は公共に近いものだから、カルデラ温泉は取っていないですけれども、キロロは取っているということでしょうけれども、そういう公共に近いものについては取らないというような判断をしているというのは条例でうたっているところがあるわけです。これについても、私もこの論点、別に隠しているわけではなく、多分聞けば何件とか答えられますし、決算委員会でも予算委員会でも議論になるわけだから、別に隠しているわけでは全然ないので、そういう中で免除の取組については他の自治体ですとかの状況も参考にしながら今検討しているということをお知らせしたとおりでありますので、そのとおりであります。

○13番（ジャストミートあたる君） 分かりました。

入湯税に関しては以上です。

次、犯罪被害者支援制度と第23号に移りたいと思えます。町長、裁判所記録、これ17ページにわたって、僕も小樽の裁判所に行って読んだのですが、時間が限られているのと、全部はメモれなかったということで、かいつまんで取ってきたのですけれども、これ主文ではなく、記録17ページにわたるものを全て読んだと解釈してよろしいでしょうか。

○町長（齊藤啓輔君） 13番、ジャストミートあたる議員の質問に答弁させていただきたいと思

えます。

裁判記録に関しては、17ページどころではなく、分厚いファイル全部読んでいます。

○13番（ジャストミートあたる君） なるほど。僕より読んでいるということで、お詳しいということが分かりました。

2番に行きます。町側弁護士7人に対して、原告側1人で完全敗訴だが、それに対して答えが容認できないということですが、これは完全に7対1で負けているわけですよ。僕、中身も一応一通り読みました。主文も全部読んできたのですけれども、中身は言えませんが、えげつない内容でした。これでもう一回控訴して、勝負かけるということなのですが、どうでしょう。勝つ見込みはありますか。

○町長（齊藤啓輔君） 13番、ジャストミートあたる議員の質問に答弁させていただきたいと思えます。

勝つ見込みかどうか、ありますかという質問ですが、この場で答えるのは、もちろん裁判の話なので、適切ではないので、もちろん我々の主張が認められないので、それを承服できないので、控訴する、それ以上でも以下でもございません。

○13番（ジャストミートあたる君） 僕は、これでいったら弁護士団ですよ。弁護士団を抱えても負けたということで、僕なんかは勝つ見込みは、内容を見ても到底勝てる内容ではないというふうに思います、素人ながら見ても。中身もえげつない内容で、被害者に対してかなり同情を伴うわけです。

それで、内容も安全配慮義務違反になっていますが、何か裁判所記録だと安全配慮義務違反というのはあまりそこは重要ではないという裁判記録だったような気がします、つまり裁判の結果の本質というのは安全配慮義務違反ではなく、その中身の、いわば加害者、被害者の関係性にあると思えますが、いかがでしょう。

○町長（齊藤啓輔君） 13番、ジャストミートあたる議員の質問に答弁させていただきたいと思いをします。

先ほど申し上げたとおり、係争中の案件について、私が評価をするということはもちろんしないわけですので、係争中なので、裁判所の判断に委ねるといってごさいます。

○13番（ジャストミートあたる君） 係争中だからとはいえ、裁判所記録は皆さん、一般人も収入印紙150円払えば見れるわけです。しかしながら、この裁判に税金が使われているわけで、ある程度どうするかとか、勝ちに行きたい、そういった公にすると不利になるという点で言えないのかもしれませんが、やはり税金使っている以上、ある程度説明する、アカウンタビリティ的な視点でいうと説明責任があると思えますけれども、いかがでしょう。

○町長（齊藤啓輔君） 13番、ジャストミートあたる議員の質問に答弁させていただきたいと思いをします。

係争中の案件について、私がこの場で様々評価をすると、それが独り歩きをして、意図としないところに曲解されて伝わる可能性が大いにあるわけですから、係争中の案件に関しては、どこの議会でも同じだと思いますけれども、答えないというのが通常の流れだと思いますし、私もそう思いますので、係争中の案件については答弁を控えるということに尽きるかと思いをします。

○13番（ジャストミートあたる君） 4番に関して、聞こえづらかったので、もう一度お願いします。

○町長（齊藤啓輔君） 13番、ジャストミートあたる議員の質問に答弁させていただきたいと思いをします。

4番の控訴について、もう一回読み上げますと、4点目の控訴についての質問ですが、原判決は本町として到底容認できる内容ではなく、顧問弁護

士とも相談の上、判決を不服として控訴する決断をいたしました。

○13番（ジャストミートあたる君） 質問は、弁護士から提案されてなったのか、町側から、どちらが率先して控訴に至ったのかということをお伺いします。

○町長（齊藤啓輔君） 13番、ジャストミートあたる議員の質問に答弁させていただきたいと思いをします。

先ほど申し上げたとおり、顧問弁護士とも相談の上なので、もちろんどうするかについては弁護士の見解も聞きつつやっているとごさいます。

○13番（ジャストミートあたる君） これ、結構大事で、7人の弁護団がついていて負けたと。これは、勝てるぞと。これ、もうちょっと押せば、私たちが7人いるから勝てるぞと言われたのか、それともこれは容認できないから、町側から弁護士に依頼して、ぜひとも勝ちに行ってもらいたいと言ったのかということを知っているのですが、いかがでしょう。

○町長（齊藤啓輔君） 13番、ジャストミートあたる議員の質問に答弁させていただきたいと思いをします。

係争中の案件ということもありますし、事務に支障を来すということもありますので、全てを議会で明らかにするということはもちろんしないこともありますので、私のほうからはこの案件については答弁を差し控えさせていただきます。

○13番（ジャストミートあたる君） 分かりました。

最後5番に移るのですが、私としては控訴取り下げさせていただきたいと。僕、別に利害関係何もないですけども、内容を見たらひどい内容で、これは本町がこれを勝ちに行っても何の利もないと。なので、負けた分、これは別に一審で負けたことが恥ではないですから、町が率先してやった

ことでこうなったわけではなく、加害者、被害者の関係性でこうなっているということで、安全配慮義務違反も町の言い分も分かりますけれども、やっぱりいろいろ相談なりなんなり、シフト替えなりなんなりして対処するべきだったのをしないということで、これに負けているわけですが、いいことないと思うのです。これ、控訴審に負けて上告しても、恐らく差戻しになって終わるのではないかというような内容です。ひどいです。なので、これ答弁は結構でございます。ぜひとも控訴を取り下げてくださいと思います。

次行きます。給食費無償化が全国的に実現されたその後についてですが、1番の1,760万円、つまり遠足、集団宿泊的行事の特別活動については、1年間で小中で1,760万円が歳出されているということは分かりました。

翻って、今6,000万円が給食費に使われて、これが無償になると段階的に裁量的予算になるので、この1,760万円のほうに、この6,000万円で浮いたお金というのを回すことはできないでしょうか、町長。

○町長（齊藤啓輔君） 13番、ジャストミートあたる議員の質問に答弁させていただきたいと思えます。

ふるさと納税の充て方に関する質問なので、私のほうから答弁しますけれども、もちろんふるさと応援寄附金基金をどういうふうにするかは、その時々予算の状況を見て考えるわけですが、給食費無償化もそもそも国費でなることを見込んだ上で私も予算つけているわけなので、浮くことは前提になっている、もう想定されているわけです。その上でどのように予算を配分するかについては、その時々予算の策定状況に関わってきますので、今の段階で明言することはできません。

○13番（ジャストミートあたる君） そういったお答えが来るかなと思っていました。

なのですが、やっぱり町長のご活躍により、ますますふるさと納税も活気をとということでございまして、予算的には枠内かなと思うので、ぜひともこれ前向きにご検討いただきたいと思えます。これによって、子育ての負担が減り、他町からの子育て世帯も移住してくるインセンティブにも働くと思えますので、ぜひとも前向きに検討していただきたいと思えます。

3番、少子化対策に関して、もう少し詳しくお聞きしたいと思えます。

○町長（齊藤啓輔君） 13番、ジャストミートあたる議員の質問に答弁させていただきたいと思えます。

これについては、現状やっている施策についてであれば、もちろん新年度予算の審議、これから始まるので、そちらのほうで詳しく聞いてもらえばいいと思えますが、少子化対策に関してはもちろんゼロ歳から、3歳以降は国で見えていますけれども、ゼロ歳からの保育料無償ですとか医療費の無償ですとか、様々な切れ目のない対策をやっているということでございます。

○13番（ジャストミートあたる君） 分かりました。ありがとうございます。

次行きます。黒川小学校で問題になった児童に対する暴行について、何一つ答えていただけなかったということですが、事実か事実ではないかぐらひは答えていただきたいのですが、教育長、どうでしょう。

○教育長（前坂伸也君） 13番、ジャストミートあたる議員の再度のご質問に答弁をさせていただきます。

先ほど答弁をさせていただきましたが、教育的な配慮が必要であることから、答弁を差し控えさせていただきます。

○13番（ジャストミートあたる君） では、これ以降の1番、2番、3番、4番も答えていただけないということで、被害者の家族から一応許可い

ただいているので、ここで名前とかは控えて、何が起こったかということをお願いしたいと思います。

小学校中学年、3年生の中で先生が勘違いをして生徒の首を絞めたということが私のもとに来て、非常に憤っておりました。というのも、学校側、教育委員会側も、ここに書いてあるとおり誠意が感じられない。いわば保身ですよ。我々は悪くない、あなたの児童が悪いのだ。児童が主体的にそういうことをやったということで、全然聞いてくれないと。

実際、僕も教育委員会のほうに行って教育長、教育部長とお話しさせていただいたのですが、僕も気になったのは、当然その被害者のご両親、保護者の方が同席しない中で話せない。これは、プライバシーの守秘義務がありますので、それは分かりますが、教育部長が言った、私どものところには呼んでいないので、そういったように促さなさいと促されたのが全てそこに集約するのかなと思います。つまり、教育委員会としては被害者のご家族とはコミュニケーション取らないよというふうに僕は取りました。その旨伝えたら、それは当初からそうだとことを被害者の保護者の方から聞いて、周りのお友達、ご交友されている小学校の父母の方にもそういったことは伝わって、どうなっているのだということが本当に切々と僕のところに届いて、それでも教育委員会の対応に関しては最後まで不満が残ったと。当事者の先生が何とか解決に至ったということで、この後は被害者の保護者の方も特段これ以上は責めるつもりはないとおっしゃっていました。なので、解決されたということですが、その後どうですかと、先生の対応もどうですかと聞いたら、心を入れ替えたようで、被害に遭われる前の対応とは全く180度変わったということで、無事解決したのかなと思います。

しかしながら、ここまで何か月もこじれたとい

うことは、学校の対応にも教育委員会の対応にも問題があったなというふうに思います。一応、これは許可もらっているから言うのですけれども、精神科にも通って精神判定もしてもらったと。問題なかったということで結果なっていますが、学校の対応としては子供がおかしいのではないかとというようなことも受けて、大変ショックだったそうです。そういった学校側に立つのではなく、保護者、子供の立場になって積極的にお話を聞いて、教育委員会にもちゃんと来てもらって、ちゃんと教育委員会として話を聞くという対応を取っていただきたいと思います。

答弁はできないということなので、言いたいことを言って終わります。答弁結構です。

○議長（藤野博三君） ジャストミートあたる議員の発言が終わりました。

発言順位8番、議席番号15番、白川議員の発言を許します。

○15番（白川栄美子君） 令和7年第1回定例会に当たり、さきに通告しております1件について一般質問をいたします。

障がいのある人とのコミュニケーションハンドブックの活用状況について伺います。第7期余市町障がい者計画の中に障害者への理解促進、差別や偏見の解消及び障害のある人との交流機会の創出について取り組むこととなっております。

公明党の提案で障害のある人とのコミュニケーションハンドブックも作成されており、昨年代表質問の中にハンドブックを活用し、相互理解の啓発を推進していかれる答弁をされておりますが、ハンドブックの活用状況についてお伺いいたします。

以上1件、よろしくお伺いいたします。

○町長（齊藤啓輔君） 15番、白川議員の質問に答弁します。

障害のある人のコミュニケーションハンドブックについては、町民の皆様に様々な障害の特性を

ご理解いただくよう、町のホームページで周知、啓発し、適切な配慮につながるよう、その活用を促しています。

また、昨年12月の民生委員協議会において、障害ごとに配慮する内容の説明や活用方法などについて研修を実施しています。今後におきましても、引き続き関係団体と連携しながら、障害をお持ちの方々への理解促進に努めます。

○15番（白川栄美子君） 町長から答弁いただきました。

この心身障害者は増加しておりまして、特に知的障害だとか、それから精神疾患の方も増えております。それに伴って高齢化も進んでいることは間違いありません。町として、先ほども答弁があったように、推進されているとのことなのですが、障害の程度や能力に応じた施策もされていることは5年度の決算の中にも報告されておりましたので、それは承知しておりますが、その中でも自分が障害であっても、地域で働いている方もいらっしゃるし、それぞれの施設で作業して僅かな賃金をいただきながら一生懸命生活している方もたくさんいらっしゃいます。そういったことを考えると、やはり事業者、雇い主にとっては障害者への理解があつてこそ、このように結びついているのかなと思っております。

私は、障害のある方の支援は介護と一緒に、ちょっとした見守りが必要だと考えております。それぞれの持った障害を理解することで、何かあったときに偏見の目で見ない、手助けが必要なときにすんなりと手を差し伸べることができるという思いがあり、このサポートハンドブックを提案して、作成していただいたわけですが、町としてこのハンドブックはどのぐらい作成されたのか、まず伺っておきたいと思っております。

○町長（齊藤啓輔君） 15番、白川議員の再質問について答弁させていただきたいと思っております。

ハンドブック、どのくらい作成したかというこ

となのですが、ハンドブックに関してはホームページでPDFで公開しております。印刷されたものに関しては、もちろんホームページで公開されていることもあり、100部ほど印刷しております。これについては、役場ですとか福祉センター、福祉センター入舟分館、公民館、図書館などに配付しております。

○15番（白川栄美子君） 100部程度印刷された。あと、ホームページで公開していますよというお話でした。ホームページを見ない方もいらっしゃるから、それはそれで町としての啓発につながっているのかなと思うので、それはよろしいかと思っております。

ハンドブックを公共施設で、今町長の答弁の中にも公民館だとか役場のところにも、いろいろなところに置かれている。私、特に沢町の福祉センターなんかだったら、本当に利用者が多くて、そこにも多分置いてあるのかなと思っておりますので、それはそこに置くと見る機会がたくさんあるので、これはよかったなと思っております。

今認知症のサポート養成講座も盛んに行われておりますけれども、障害者への理解を深めてもらうためのサポート養成講座も障害者のためのサポート養成講座も実施していくべきと考えておりますけれども、その部分はどうのように考えておられるか答弁を伺いたいと思っております。

○町長（齊藤啓輔君） 15番、白川議員の質問に答弁させていただきたいと思っております。

もちろんハンドブックを用いて、もちろんこのハンドブックありますけれども、どういう障害特性と、それに対する接し方が書かれているものでございますが、先ほども言ったとおり、こういうハンドブックを活用しながら様々な関係団体とも協力しながら、障害をお持ちの方に対しての理解の促進には引き続き取り組むということでございます。

○15番（白川栄美子君） 関係機関と連携という

のも、絶対これは必要なことなのですけれども、一般町民に対しての講座ということを見ると、やはりホームページだけなら物足りないのかなという気がしますし、また前回の質問の中で町内の公立高校生の障害に対しての理解促進のための活動の記事を前回紹介させていただいております。

このたびも3月3日の記事と同じ高校生の生徒さんの自発的な活動の一端が道新に載っております。そのことを考えると、町としてももっと障害に対して、目を向けているのだろうけれども、一般の人を対象にした支援活動や取組をしていくべきではないのかなと考えるのですけれども、この部分をどのように捉えているか伺います。

○町長（齊藤啓輔君） 15番、白川議員の質問に答弁させていただきたいと思います。

今後については、もちろん今ご指摘の紅志高校ですけれども、授業の中でこのガイドブックを使った研修をやったり、要望する団体、関係団体と研修会を開催したりします。

この中で町民向けに関しては、もちろん要望があれば、どこか取りまとめの団体がないといけないのですが、関係団体と啓発について引き続き調整をしていって、広く町民の皆様に理解していただくような活動をしていきたいというふうに思っています。

○15番（白川栄美子君） 要望があればということなのですけれども、介護のサポート養成講座がどんどん町のほうから発信して、そういう状況をつくっていくのですけれども、その障害者のほうはなかなかそういう状況にはなっていないのかなと思っております。そういった中では、こうやって若い世代に障害を理解するということでは、ハンドブックを活用しながら町民講座をどんどん開いていってはどうかなと思っておりますし、また町のほうから発信していく、講座を開くというのを発信していくべきではないのかなと考えますので、再度その答弁だけを聞いて終わりたいと思

います。

○町長（齊藤啓輔君） 15番、白川議員の質問に答弁させていただきたいと思います。

町のほうで障害者の理解促進の講座をしてはどうかということですが、もちろんやらないということではなくて、必要に応じていろいろな理解促進講座をやる中で担当のほうでそれについても検討していくのではないかというふうに思います。

○議長（藤野博三君） 白川議員の発言が終わりました。

これをもって一般質問を終結いたします。

○議長（藤野博三君） お諮りいたします。

会議規則第9条第1項の規定に基づき、8日から9日までの2日間は休会といたしたいと思ます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、8日から9日までの2日間は休会とすることに決しました。

○議長（藤野博三君） お諮りいたします。

本日の会議は議事の都合により延会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決しました。

なお、10日は会議規則第8条の規定に基づき、午前10時から議会を再開いたします。

本日はこれをもって延会いたします。

延 会 午後 1時48分

上記会議録は、中山書記・山内書記の記載したものであるが、その内容が正確であることを証する為、ここに署名する。

余市町議会議長 12番 藤 野 博 三

余市町議会議員 1番 山 本 正 行

余市町議会議員 2番 尾 森 加 奈 恵

余市町議会議員 4番 佐 藤 剛 司